

## 戸籍・国籍関係届書 請求票

送付先の氏名（ローマ字）： \_\_\_\_\_

生年月日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

送付先住所（英語表記）： \_\_\_\_\_

電話番号：（ \_\_\_\_\_ ） \_\_\_\_\_ E-mail： \_\_\_\_\_

### 【必要な届書の種類】 必要な書類にチェック印をつけてください。

※各届出に必要な書類一式（届書用紙、記入例、抄訳文フォーム等）を送付します。

出生届 （両親の国籍：父親 \_\_\_\_\_ 母親： \_\_\_\_\_ )  
子供の生年月日（予定）： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

※出生日から3ヶ月以内に届出をする必要があります。双子またそれ以上の場合はその旨お知らせください。

婚姻届 婚姻日（予定）： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
 日本人同士(日本方式)  日本人同士(外国方式)  
 日本人と外国人（夫の国籍： \_\_\_\_\_ 妻の国籍： \_\_\_\_\_ )

外国人との婚姻による氏の変更届 ※婚姻日から6ヶ月以内に届出をする必要があります。

申出書 ※外国籍配偶者の国籍・名前に変更がある方。

離婚届 離婚成立日（予定）： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
 日本人同士(協議離婚)  日本人同士(裁判離婚)  日本人と外国人  
（夫の国籍： \_\_\_\_\_ 妻の国籍： \_\_\_\_\_ 原告： 夫 妻 )

外国人との離婚による氏の変更届 ※離婚成立日から3ヶ月以内に届け出る必要があります。

離婚の際に称していた氏を称する届 ※離婚成立日から3ヶ月以内に届け出る必要があります。

死亡届 ※亡くなられた方が日本国籍者。

申出書 ※亡くなられた方が外国籍者。

国籍喪失届 国籍喪失日（予定）： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
※日本国籍の方が、外国の国籍を取得した場合に届出をする必要があります。

国籍離脱届 ※二重国籍の方が米国籍を選択する場合に届出をする必要があります。

国籍選択届 ※二重国籍の方が日本国籍を選択する場合に届出をする必要があります。

その他（ \_\_\_\_\_ 届）

この請求票と Forever Stamp（切手）4枚を貼った9×12インチの返信用封筒に返信先の氏名と住所を明記の上、以下の住所まで送付してください。

送付先：CONSULATE - GENERAL OF JAPAN Attn: KOSEKI

737 NORTH MICHIGAN AVENUE, SUITE 1100, CHICAGO, IL 60611